

情報労連が求める社会保障制度

公的年金制度

- 現役時代の就業形態や所得に拘わらず、誰もが平等にシニア期を開始できる基礎的な所得保障制度とする。

雇用保障

- 職業能力開発や就労に向けた支援などパート、有期契約労働者を含めた安心と信頼の雇用保障制度の充実。

生活保護

- 自立に向けて、給付に加え職業能力開発支援のシステムを構築し、子ども世代へ影響を継続させない仕組みをめざす。

子育て支援

- 経済的な支援の充実をめざすとともに、家庭環境に左右されずケイパビリティが保障される制度をめざす。
- 公・共・私の適切な役割分担のもと、労働組合も含めた地域における支援などの推進。

介護保障制度

- 介護を必要とする誰もが受けられ、年齢による認定などの解消をめざすとともに、負担については広く全体で支える制度を求める。
- シニア世代の医療・介護は、相互連携を含めた効率的な制度を求める。

医療保障

- 医療を必要とする人が経済的な心配をせずに受けられる制度を税負担のあり方も含めた検討と医療における患者主権の確立。
- 電子カルテのポータビリティ化など、IT化の推進による医療の質の向上と医療事務などの効率化による医療費の抑制
- 疾病予防と健康増進の意欲向上に向けた施策推進。

要求の項目

1 ITの利用促進と利用範囲の拡大に向けて、政府の一貫性のある強力な推進体制を確立し、人材育成や利用促進に向けたいっそうの規制緩和等をすすめる。

(1) 政府はIT利用促進、利用範囲拡大に向けて、一貫性を持ち強力で推進する。
e-Japan計画やu-Japan構想の実現へ向け、縦割り行政の弊害を排除した省庁横断的な施策立案と実現を行います。

第3期科学技術基本計画において、これまで以上にITに重点的な予算配分を行うとともに、基礎研究強化、人材育成強化を図っていく観点から、大学等のIT研究予算を拡充します。

国や自治体等の内部における文書電子化など行政部門の業務効率化にとどまることなく、「24時間ノンストップ・ワンストップ」行政サービスの提供等、生活者の利便性向上に寄与する電子政府を実現します。

個人情報など膨大な機密情報を扱う行政においては、情報保護・管理の徹底、第三者機関による運用監査などを実施します。

電子政府・電子自治体の実現等、民間のIT化投資を先導する施策を推進します。

(2) ITの利用促進に向けたいっそうの規制緩和を行う

法令文書類の申請・蓄積等の電子化をいっそう促進させ、情報開示を推進するとともに暮らしの利便性の向上や産業コストの削減を図ります。

用語・コードの標準化など電子カルテの普及推進、遠隔医療(診断・手術支援)を可能とするため、法令等を整備します。

電波利用料制度の見直しについては、情報家電等の普及を疎外しないよう慎重に対応します。

要求の項目

(3)人材を育成する

初等・中等教育における利用する立場からのマナー等も含めたITリテラシーの醸成、ならびに高等教育におけるIT専門人材の育成など、初等教育から高等教育までのトータルなIT教育を充実させます。

IT産業の基盤となり国際競争力をもつ高度なIT技術者の育成に向けて、産官学金労共同での育成システムを構築するとともに、人的・財政的に教育条件を整備します。

企業等におけるIT人材育成に関する投資を支援する仕組みを実現します。

高度なIT技術者を客観的に評価できるシステム(ITスキル標準)を普及させます。

(4) ブロードバンド・コンテンツなどに関わる著作権処理を円滑化するとともに、知的財産を保護する

著作権に関する包括的な管理など著作権処理の円滑化の仕組みを確立し、ブロードバンド・コンテンツの流通促進を図る。また、デジタルメディア等に関わる著作権のあり方については複製の簡易性を前提とし、早急に検討します。

わが国情報サービス産業の健全な発展・拡大に向けて、ブロードバンド・コンテンツの流通促進や国際競争力へ配慮した、ソフトウェアやアプリケーション等の無形知的財産に関わる権利保護の仕組みや客観的な評価スキームを確立します。

(5) ITを利用した犯罪防止等の関連法令等を整備するなどし、防止策を強化する

ネットワークアクセスやIT利用に伴う消費者被害を未然に防止するため、誰もが受講できる公的機関による提供を含めた各種教育を充実させます。

IT利用に伴うさまざまな問題について、誰もが相談・申告しやすい受付窓口および紛争解決機関を整備・充実させます。

ITを利用した犯罪を未然に防止するため、関連法令等の整備をすすめます。

IT事業者が提供する多様なサービスについて、その信頼性や安全性等に対する客観的な評価を行える仕組みを確立し、利用者が適切に事業者を選択できる環境を整備します。



要求の項目

2.ブロードバンドネットワークを高度化するとともに、サービスの中断等による暮らしへの影響を与えない安定・継続的なサービスを提供する。

全国あまねくブロードバンド・インフラの整備をしていくため、教育機関におけるブロードバンド利用環境の整備を促進するとともに、市場性の低い地域への整備を促す助成等の仕組みを確立します。

政府は、大規模災害時等におけるバックアップ手法をはじめとしたブロードバンド通信の位置づけや利用方法を定めます。

通信等の急増に対応したブロードバンド・インフラの構築やネットワーク監視・運用のあり方について検討し、ネットワークがいつでも誰でも社会インフラとして活用できるようにするため、個人情報保護、ハイクレーム犯罪防止などの観点からの対策を講じます。

急速な技術革新の進展の下、安定かつ継続的なサービスの提供に向けて、IP・ブロードバンドへの移行期における固定電話等のレガシー設備のあり方について検討を開始します。

3.誰もが簡易にITを利活用できる端末操作環境や、どこからでもアクセスできるネットワーク環境の整備をすすめると同時に地域等を要因とする格差を生じさせない。

ユニバーサルデザイン機器の政府・自治体調達義務付けを行うとともに、ユニバーサルデザイン機器の開発支援のための税制・補助金制度を整備します。

高齢者をはじめ、誰もが簡易にITを利活用できるように、学校・生涯学習機関・公民館などの公的施設で、ブロードバンドサービスを無料または安価に利用できる仕組みを確立します。



要求の項目

4.地上テレビ放送のデジタル化に関し、放送移行の目的やスケジュール、アナログ放送打ち切り、受像機買い替えの発生などについて、国民に対する説明と周知を徹底する。

2006年の全国放送開始に際しては、アナログ周波数変更対策に万全を期します。

デジタル波による本格放送は、情報格差が生じないよう、地域を問わず、誰もが受信可能となるよう万全の措置を行います。その際、受信状況が悪い地域の対策のみならず、集合住宅、ケーブルテレビ等の対策も含め、受信者に負担が発生しないよう国が必要な予算措置を講じます。

アナログとデジタルの平行(サイマル)放送期間を十分確保し、受信者が買い替えを急がなければならない事態を発生させないための、周知を徹底するとともに移行スケジュールについて、柔軟な対応を行います。

5.アジア域におけるブロードバンド・インフラの普及を促進する。

米国経由に偏重しているアジア域内トラフィックについては、アジア域内通信はアジア域内で行えることを基本に、政府のe-Japan構想におけるアジア・ブロードバンド戦略の積極的な推進等によるアジア域内開発途上国に対するブロードバンド・インフラの整備を支援します。



これまでの経過

第42回定期大会(2003.7.10)

労働運動をとりまく時代や環境の変化をふまえ、情報労連の新たな運動の方向づけと政策の基本スタンスを明確化するため『情報労連21世紀デザイン』の策定を大会決定し、研究会が発足しました。

研究会では経済成長を前提とした社会を見直し、人々の「自立・自律」と「協力・協働」による「暮らしやすい社会」が21世紀にふさわしい社会と位置づけ論議をすすめてきました。

第43回定期大会(2004.8.31)

「経済的な豊かさだけでなく、多様な価値が尊重され、同時に多様な生き方を選択できる「暮らしやすい社会」への転換の必要性と、企業内中心の労働運動から、社会から期待され共感される運動に転換していくことが必要である」とした「情報労連21世紀デザイン研究会」からの報告について確認しました。

この研究会報告は、今後の情報労連の重点政策と運動の方向性として「総合労働政策」「社会保障政策」「情報福祉政策」の三つの政策とコミュニティとの共生・協働に向けた「新たな行動」について提起をしました。

同時に、1年間をかけて研究会報告の具現化に向けて検討することを確認しました。

第44回定期大会(2005.7.13)

情報労連本部は、報告書の提言を真摯に受け止め、その具現化に向け労働政策委員会など各政策委員会やプロジェクト会議等において論議を進めるとともに、政策キャラバン等を通じて各県協等との意見交換を行ってきました。

その結果、「総合労働政策」「社会保障政策」「情報福祉政策」のめざすべき方向性として概ね理解が得られたと判断するとともに、「新たな行動」については理解浸透を図るためのさらなる論議検討が必要と判断し、次期定期大会までの具体的な検討課題を明らかにしたうえで、この第44回定期大会においては『情報労連21世紀デザイン<第一次>』として提起し確認しました。

第35回中央委員会(2006.1.25)

各政策委員会およびプロジェクト・ワーキング等での論議に加え、外部機関(地域NPO等)との意見交換などを実施し、具現化に向けた検討を進めてきました。

加えて、情報労連の構成組織での論議促進に向けて、事務局長会議等での素案の提起を含め、政策討論集会を開催し、全国単組、各県協等と課題についての共有化を図り、中間報告の確認をしてきました。

今後の展開(取り組み)

本部は、推進体制の確立を図るとともに『情報労連21世紀デザイン』の着実な前進に取り組みます。

各加盟組合はそれぞれの実態に即した目標を設定し、『情報労連21世紀デザイン』のキャッチアップに努めることとします。

情報労連ブックレット No.4

情報労連『21世紀デザイン』

発行日 2006年7月
発行所 情報労連中央本部
東京都千代田区神田駿河台3-6
全電通労働会館内
TEL 03-3219-2231
FAX 03-3253-3268
印刷所 株式会社NTTクオリス